

学校における非違行為（盗撮行為）の防止に向けた対策について

令和6年8月6日

日立市立滑川小学校長

1 学校全体で行うこと

- ・職員研修を継続して行い、遵守する。
- ・環境整備（教室・学習室等）に努め、使用しないときはドアを開ける。
- ・日常的な点検を行い、不審物（カメラ等）の有無を複数で点検する。
- ・教育目的での撮影・録画も必要最低限にする。
- ・違和感がある時は、ただちに管理職に報告、あるいは校外相談機関（市教委・県北教育事務所・県教委）に連絡する。
- ・悩みや不安のある児童が、職員に相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・監視カメラを活用して、不審者の侵入を防止する。

2 教職員が行うこと

- ・個人のスマートフォンは、校長の許可なく職員室外へ持って行かない。
- ・指導・相談を1対1で行わない。
- ・特定の児童や保護者とSNSによる個人的な連絡を取らない。

3 児童が行うこと

- ・学習に必要なものを学校に持ち込まない。
- ・貸与タブレットを学習以外で使用しない。